

## 看護師等養成所の指定申請等に関する手引き

福岡県保健医療介護部医療指導課  
医師・看護職員確保対策室 看護職員確保係

## 1 一般的事項

- (1) 養成所の設置者は、国、地方公共団体のほか、営利を目的としない法人であることを原則とする。
- (2) 養成所の指定は、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所について、養成所ごとに行う。  
このため、養成所に新たな養成所を併設する場合又は併設している養成所を廃止する場合は、当該養成所の指定又は廃止を行うものであること。なお、これらの場合においては、必要に応じ、指定申請又は廃止申請に併せて学則の変更承認申請又は届出を行う。
- (3) 看護師養成所3年課程及び看護師養成所2年課程について、一方を設置していたところ他方を併設する場合、一方から他方に変更する場合又は両方を設置していたところ一方を廃止する場合においては、課程変更による学則変更承認申請を行う(指定申請や指定取消申請ではないということです)。なお、全日制、定時制又は通信制で教育を行う場合にはそれぞれ一つの課程として、その設置にあたっては学則変更承認申請を行う。
- (4) 新たに保健師(又は助産師)と看護師との統合カリキュラムによる養成を行う場合においては、両方の指定申請を同時に行う。
- (5) 看護師養成所について、その全部を保健師(又は助産師)と看護師との統合カリキュラムによる養成に変更する場合においては、保健師(又は助産師)養成所として指定申請を行うとともに、看護師養成所の学則(修業年限及び教育課程)の変更承認申請を行う。
- (6) 看護師養成所が、既設の看護師養成所を残し、これとは別に新たに保健師(又は助産師)と看護師との統合カリキュラムによる養成を行う場合においては、保健師(又は助産師)養成所の指定申請を行うとともに、看護師養成所の学則(統合カリキュラム分の修業年限、教育課程及び入所定員)の変更承認申請を行う。
- (7) 養成所の設置者を変更する場合(設置者を医療法人から学校法人とする場合など)は、指定取消しの申請を行った上で新たに養成所の指定申請を行う。

## 2 指定申請に関する事項

- (1) 養成所設置計画書の提出  
保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第19条第2号、第20条第2号、第21条第3号又は第22条第2号の規定に基づく養成所を設置しようとする者は、開設しようとする年の前年の1月末日までに、養成所設置計画書を、福岡県知事に提出すること。  
なお、養成所の設置者のみを変更する場合は、養成所設置計画書を提出する必要はない。
- (2) 養成所の設置等計画に係る審査  
(1)の設置計画書は、福岡県において別添「看護師等養成所の指定等申請における養成所の設置等計画に係る審査について」に基づき審査されるものである。
- (3) 養成所指定申請書の提出  
(2)の養成所の設置等計画に係る審査により設置計画の承認を受けた者は、(1)の養成所の指定に係る保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令386号。以

下「施行令」という。)第12条の申請書を、開設しようとする年の前年の7月末日までに、福岡県知事に提出すること。養成所の設置者のみの変更であるため養成所設置計画書を提出しない者も、同様であること。

- (4) 養成所設置計画書及び養成所指定申請書の様式及び添付書類については、別表第1によること。

### 3 変更承認申請に関する事項

※変更承認申請が必要な事項:

学則(課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。)、  
校舎の各室の用途及び面積、実習施設

- (1) 養成所の設置等計画に係る審査を要する変更承認申請

ア 課程変更計画書又は入所定員変更計画書の提出

施行令第13条第1項及び施行令第20条において準用する第13条第1項の規定に基づき、看護師養成所における課程の変更又は入所定員の増加(学級数の増加を伴う場合に限る。)による学則変更について福岡県知事の承認を受けようとするときは、当該養成所の設置者は、変更を行おうとする年の前年の1月末日までに、課程変更計画書又は入所定員変更計画書を福岡県知事に提出すること。

なお、統合カリキュラムによる看護師養成所の学則(修業年限、教育課程及び入所定員)変更を行う場合に限っては、保健師(又は助産師)養成所の設置計画書と合わせて学則(修業年限、教育課程及び入所定員)変更計画書を提出すること。

イ 養成所の設置等計画に係る審査

アの変更計画書は、福岡県において別添「保健師助産師看護師養成所の指定等申請における養成所の設置等計画に係る審査について」に基づき審査されるものであること。

ウ 学則変更承認申請書の提出

イの養成所の設置等計画に係る審査により変更計画を承認され、当該変更について福岡県知事の承認を受けようとするときは、当該養成所の設置者は、変更を行おうとする年の前年の7月末日までに、「学則変更承認申請書」、「校舎の各室の用途及び面積変更承認申請書」又は「実習施設変更承認申請書」を福岡県知事に提出すること。

- エ 課程変更計画書又は入所定員変更計画書並びにこれに伴う変更承認申請の様式及び添付書類については、別表第2によること。

- (2) 養成所の設置等計画に係る審査を要しない変更承認申請

ア 学則変更承認申請書、校舎の各室の用途及び面積変更承認申請書又は実習施設変更承認申請書

施行令第13条第1項及び施行令第20条において準用する第13条第1項の規定により学則(併設する看護師課程の一方を廃止、修業年限の変更、教育課程の変更又は学級数の増加を伴わない入所定員の変更)、校舎の各室の用途及び面積又は実習施設の変更について福岡県知事の承認を受けようとするときは、当該養成所の設置者は、変更を行おうとする年の前年の12月末日までに、「学則変更承認申請書」、「校舎の各室の用途及び面積変更承認申請書」又は「実習施設変更承認申請書」を福岡県知事に提出すること。なお、修業年限の変更は、全日制から定時制又

は定時制から全日制への変更を含む。

#### イ 実習施設の変更承認申請書

原則として実習施設を変更しようとする場合は変更承認申請が必要である。ただし、2年課程(通信制)以外の養成所が1単位未満の実習を行う施設を変更、追加又はこれを実習施設として使用しなくなった場合は変更承認申請を必要としないこととする。

また、2年課程(通信制)において、養成所の指定後に実習施設を追加した場合、その追加した実習施設を他の施設に変更する場合等、指定の際に申請していた実習施設に変更がない場合にあっては、変更承認申請を必要としないこととする。

なお、変更承認申請を必要としない場合においても、変更承認申請を行った施設と同様に保健師助産師看護師法施行令第14条第1項に基づき毎年度報告を行うこと。

ウ 変更承認申請書の様式及び添付書類については、別表第3によること。

### 4 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画書中(指定申請書提出後にあっては指定申請中)であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為(従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。)については、これに準じて行うこと。

### 5 新たな実習施設に関する事項

実習施設が初めて保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所の実習施設となるときは、患者及び利用者の数や指導体制、実習環境等について、福岡県による調査が行われる場合があること。

### 6 指定の取消し等に関する事項

#### (1)募集停止の申し出

ア 養成所において募集を停止しようとするときは、当該養成所の設置者は、最後の募集に係る入学者の入所年の前年の12月末日までに、その旨を、福岡県知事に申し出ること。

イ 募集停止の申し出に係る様式及び添付資料については別表第4によること。

#### (2)指定取消の申請

ア 施行令第16条第1項及び第20条において準用する施行令第16条第1項の規定により指定の取消しを受けようとするときは、取消しを受けようとする年の前年の12月末日までに、当該養成所の設置者は、指定取消申請書を、福岡県知事に提出すること。ただし、養成所の設置者を変更するため指定の取消しを受けようとする場合は、2(3)の指定申請書と同時に指定取消申請書を提出すること。

イ 指定取消申請書の様式及び添付書類については、別表第5によること。

ウ 養成所の取消しを受けた場合には、各設置者において学則、学籍簿等を保管すること。

## 7 変更の届出に関する事項

- (1) 施行令第13条第2項及び施行令第 20 条において準用する第 13 条第2項の規定の規定により、以下の事項に変更があった場合は、変更があった日から1カ月以内に、当該養成所の設置者は、「変更の届出書」を福岡県知事に提出すること。
- ア 設置者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
- イ 名称
- ウ 位置
- エ 学則(課程、修業年限、教育課程及び入学定員に関する事項を除く)
- (2)変更の届出書の様式及び添付資料については別表第6によること。

\*本手引きは、平成27年4月 1日から施行する。

\*平成30年2月一部改正。

\*令和 3年2月一部改正。

\*令和 4年2月24日一部改正。

\*令和 7年2月26日一部改正。

\*令和 8年2月19日一部改正。

## 別添

### 看護師等養成所の指定等申請における養成所の設置等計画に係る審査について

#### 1 養成所の設置等計画に係る審査の目的

看護師等養成所の設置等にあたっては、看護職員需給見通しの観点から設置等の必要性が充分認められるとともに、短大、大学に比し遜色のない教育環境が得られ、恒久的な運営の見通しを持つよう指導をしてきたところである。しかし、近年独創性を尊重した教育と充実した教育環境の整備を図ることがより重視されてきていること、設置主体や教育環境整備への取組みが多様化する傾向にあることから、十分な準備期間を確保し、時宜を得た指導及び助言を行う必要が生じている。

これらに対応するため、設置等計画書提出の段階で、福岡県において、需給上の必要性と併せて計画の成熟度等その設置等計画を審査することとし、その結果に応じて効果的な指導を実施し、より充実した内容の養成所の設置等を目指すものである。

#### 2 審査方法

書類及び実地による調査結果に基づく審査とする。

#### 3 審査項目

##### (1) 養成所の設置の必要性

- ・地域の看護師等養成状況、看護職員需給見通し、医療計画及び介護保険事業支援計画等、地域住民の要請等からの必要性。

##### (2) 設置等の趣旨等

- ・看護師等養成・教育に関する理念、目的等
- ・設置者の事業内容及び組織
- ・新たに養成所を併設する、課程の増設又は学級数の増加を伴う定員増の場合、既設養成所又は課程の運営状況

##### (3) 設置等計画の成熟度

- ・設置準備のための体制や組織づくり
- ・教員や実習施設の確保状況、計画性

##### (4) 土地と建物の保有・校舎建築等の構想

##### (5) 養成所設置及び運営の見通し

- ・長期的な学生確保の見通し

##### (6) 資金計画

- ・養成所設置等及び運営に関する財政基盤の安定性
- ・学生納付金の適否
- ・教材、教具、図書等の購入予算の適否

##### (7) 看護職員需給見通しの策定や医療計画及び介護保険事業支援計画等との関連

#### 4 審査結果の通知

養成所の設置等計画に係る審査の結果は、審査終了後速やかに申請者に通知をするものとする。

## 申請及び届出一覧

申請届出種類	提出期限	変更事項	必要書類	備考
指定申請	①設置計画書 開設しようとする年の前年の1月末日  ②指定申請書 ①の設置計画承認後、開設しようとする年の前年の7月末日	/	別表第1	*申請書類は、不要な記載事項は様式から削除して提出すること(看護師養成所に関する申請の際のタイトル行から「保健師、助産師、准看護師」を削除する、設置計画提出時は「指定申請」の文言を削除する等)。 *上記については、他申請及び届出の際も同様とする。
変更承認申請	①変更計画書 変更を行おうとする年の前年の1月末日  ②変更承認申請書 ①の変更計画承認後、変更を行おうとする年の前年の7月末日	課程の変更	別表第2	(例) ・2年課程を設置していたところに3年課程を併設する。 ・2年課程を廃止し3年課程を新設する。 ・2年課程(全日制・定時制)を2年課程通信制に変更する。
		入所定員の増加 *学級数の増加を伴う場合に限る		(例) ・1学年定員40名1クラスを1学年定員80名2クラスに変更。
審査を要しない変更承認申請	変更を行おうとする年の前年の12月末日	学則の変更(課程)	別表第3	(例) ・2年課程と3年課程を併設していたところ一方を廃止する。
		学則の変更(修業年限)	別表第3	
		学則の変更(教育課程)	別表第3	(例) ・科目を変更する。 ・単位数(科目の単位数、総単位数)を変更する。
		学則の変更(入学定員・入所定員) *学級数の増加を伴う入学定員の変更を除く	別表第3	(例) ・1学年定員80名を1学年定員40名に変更する。
		校舎の各室の用途及び面積の変更	別表第3	
		実習施設の変更(変更や追加)	別表第3	*実習施設を使用しなくなる場合は不要 *1単位未満の実習を行う施設は不要 *基礎看護学実習及び成人看護学実習を行っている実習施設(主たる実習施設)で他の領域(母性看護学実習、小児看護学実習を除く)の実習を行う場合には様式第5と様式第2-6-1のみでよい。 (例) ・実習施設をA施設からB施設に変更する。 ・実習施設を1施設追加する。 ・母性看護学実習あるいは小児看護学実習を行っていない施設を母性看護学実習あるいは小児看護学実習の施設とする。 ・1単位未満の実習をしていた施設で1単位以上の実習を行う。 ・実習施設が建て替えになった(あるいは移転して別の建物になった)ことにより、看護単位が変わった。
指定取消	募集中止 最後の募集に係る入学者の入所年の前年の12月末日	/	別表第4	
	指定取消 取消しを受けようとする年の前年の12月末日	/	別表第5	
変更届	変更のあった日から1月以内	養成所の設置者の氏名及び住所の変更	別表第6	
		養成所の名称の変更	別表第6	
		養成所の所在地の変更	別表第6	
		学則の変更 *課程、修業年限、教育課程、入学定員の変更を除く	別表第6	(例) ・旧カリキュラムの学生が卒業したことによる条文の削除。 ・条文の文言修正、課程の廃止等による条文の削除。
		1単位未満の母性看護学実習及び小児看護学実習の実習施設の変更	様式第5のみ	(例) ・1単位未満の母性看護学実習施設及び小児看護学実習施設の追加及び変更。
14条報告	毎学年度開始後2月以内	<報告事項> 当該学年度の学年別の学生又は生徒の数、前学年度卒業者数、前学年度における教育の実施状況の概要等 *法人代表者・学校長・実習施設設置者の交代等は14条報告で報告(変更承認申請等は不要)。		

養成所設置計画書及び養成所指定申請書関係書類

別表第1 (手引き2-(1)及び2-(3)関係)

提出すべき書類	摘要
1 設置計画(指定申請)書 (表紙)	様式第1-1 (1-2)
2 設置計画(指定申請)の概要	様式第2-1
3 学則	
(1)学則(教育課程の別表を含む)	
(2)学則施行規則及び各種規定類	
4 教員等の氏名及び履歴等	
(1)長、補佐、専任教員及びその他の教員等の氏名、担当科目及び専任・兼任の別	様式第2-2-1
(2)教員の担当別人数	様式第2-2-2
(3)長、補佐及び専任教員履歴総括表	様式第3-1
(4)長、補佐、専任教員及びその他の教員の履歴書	様式第3-2
(5)専任教員については、保健師、助産師、看護師免許証の写し	
(6)専任教員養成講習会を修了した専任教員については当該講習会の修了証の写し、大学を卒業した専任教員については履修証明書等の写し、大学院において教育に関する科目を履修した専任教員については履修証明書等の写し	
(7)教務主任養成講習会を修了した専任教員については当該講習会の修了証の写し	
(8)長、補佐、専任教員及びその他の教員の就任承諾書の写し	様式第3-3
5 施設整備に関する書類	
(1)校舎の各室の名称、用途及び面積	様式第2-3
(2)校舎の配置図(施設全体の配置が理解できるように作成すること)	
(3)校舎の平面図(実習室、在宅看護実習室及び図書室については備品の配置がわかるもの)	
6 機械器具、標本及び模型に関する書類	
(1)機械器具、標本及び模型の目録	様式第2-4
7 図書に関する書類	
(1)図書の目録総括表	様式第2-5
8 実習施設に関する書類	
(1)実習施設総括表	様式第2-6-1
(2)実習施設概要	様式第2-6-2
(3)実習施設の承諾書の写し	様式第3-4
9 収支予算及び向こう2年間の財政計画書	様式第2-7
【参考資料】	
1 他の養成所についての設置計画書(指定申請書)又は変更計画書(変更承認申請書)の表紙の写し(統合カリキュラムを行う場合で他の養成所についての申請をしている場合等)	
2 設置趣旨等に関する書類	
(1)設置目的・公益的意義	

<p>(2) 地域の実状に照らした学生の確保の見込みに関する状況</p> <p>3 準備状況に関する書類</p> <p>(1) 理事会、学校運営会議等検討状況</p> <p>(2) 開設までの作業スケジュール</p> <p>(3) 関係団体等の同意了解状況</p> <p>(4) 専修学校の認可を申請している場合にはその旨</p> <p>4 設置者に関する書類</p> <p>(1) 設置者の事業内容、組織</p> <p>(2) 設置者が法人である場合</p> <p>ア 法人の寄付行為又は定款</p> <p>イ 登記簿謄本</p> <p>ウ 役員名簿</p> <p>エ 法人許可官庁に提出した前年度の事業概要報告書及び収支決算書・財産目録、貸借対照表及び損益計算書の写し</p> <p>(3) 設置者が法人設立を予定している場合</p> <p>ア 許可官庁に提出した申請書の写し</p> <p>(4) 資金計画に関する書類</p> <p>ア 自己資金：銀行等の残高証明書等</p> <p>イ 借入金：融資予定額、金融機関名（融資内諾書等の写し）、返済期間、返済計画</p> <p>ウ 寄付金：寄付をする者の財産証明書、寄付申込書</p> <p>エ 他の借入金の有無：返済計画等</p> <p>オ 学生納付金</p> <p>5 養成所の組織図</p> <p>設置主体との関係がわかるもので、看護師養成所以外の養成所を併設している場合は、併設する全ての養成所を含めた組織図とする。</p> <p>6 教育計画に関する書類</p> <p>(1) 進度表（週当たりの講義、実習別時間数を計上すること。）</p> <p>(2) 教育課程の考え方</p> <p>(3) 教育内容</p> <p>7 実習計画に関する書類</p> <p>(1) 実習計画表</p> <p>(2) 週別病棟別実習生数（他校の実習生を含む。）</p> <p>8 土地・校舎に関する書類</p> <p>(1) 土地・建物の保有状況</p> <p>ア 設置者所有の場合：登記簿謄本</p> <p>イ 寄付を受ける場合：寄付物件の登記簿謄本及び寄付確約書</p> <p>ウ 買収又は貸借の場合（土地）：契約書</p> <p>(2) 校舎の建設計画、各室の配置・面積（略図）</p> <p>9 図書に関する書類</p> <p>(1) 図書の目録</p> <p>（分類領域毎に書名（作品名）、著者名、出版社名、冊数、出版年等を記載する）</p>	<p>様式第4</p>
--	-------------

- (注1) 参考資料は、養成所設置計画書(指定申請書)とは別々に編綴して提出すること。
- (注2) 「4 教員等の氏名及び履歴等」について、採用予定者は備考欄に着任予定を記載。
- (注3) 「5 施設設備に関する書類」について
- 1 「校舎の配置図及び平面図」
    - (1)配置図は、施設全体の配置が理解できるように作成すること。
    - (2)平面図には、校舎の各室の名称、用途及び面積を記載すること(様式第 2-3 に記載したものと一致させること)。なお、申請書の提出時点で建物の整備が完了していない場合には、竣工予定年月日を付記すること。
    - (3)校舎を新築又は増改築する場合については、建築に着手したものについてはその工程表を、未着手のものについては工事計画を添付すること。
  - 2 看護師養成所(2 年課程(通信制))で養成所以外の場所で面接授業を行う場合は当該授業行う場所についても必要な書類を整えること。
- (注4) 「6 機械器具、標本及び模型に関する書類」のうち「機械器具、標本及び模型の目録」について、未購入の場合には購入予定一覧を添付すること。
- (注5) 「8 実習施設に関する書類」及び「参考資料 7 実習計画に関する書類」について、看護師養成所 2 年課程(通信制)においては、指定申請時に当該養成所の所在都道府県内で専門領域ごとに確保した施設について作成し、添付すること。
- (注6) 同一の設置者が、同一の住所を有する養成所について複数の設置計画書(指定申請書)を提出する場合には、参考資料 1 を添付することにより、他の同じ設置計画書(指定申請書)に係る参考資料のうち重複するものは省くことができること。
- (注7) 「参考資料 5 養成所の組織図」については、看護師等養成所以外の養成所を併設している場合には、併設するすべての養成所も含めた組織図とすること。
- (注8) 「参考資料 9 図書に関する書類」のうち「図書の目録」については、1 冊として別綴じとすること。また、分類領域毎に書名(作品名)、著者名、出版社名、冊数、出版年等が記載されていれば、様式は問わないこと。
- (注9) 添付書類が原本でないものには学校長名の原本証明をすること。

## 審査を要する変更承認申請の関係書類

### 別表第2 (手引き3—(1)関係)

提出すべき書類	摘要
1 変更計画(変更承認申請)書:表紙	様式第1-3 (1-4)
2 変更計画(変更承認申請)の概要	様式第5
3 学則に関すること (1)新学則(教育課程を含む。) (2)旧学則(添付書類。教育課程を含む。) (3)新旧対照表(添付書類) (4)学則施行規則及び各種規定類(添付書類)	
4 教員等の氏名及び履歴等 (1)長、補佐、専任教員及びその他の教員等の氏名、担当科目及び専任・兼任の別	様式第2-2-1
(2)教員の担当別人数	様式第2-2-2
(3)長、補佐及び専任教員履歴総括表	様式第3-1
(4)長、補佐、専任教員及びその他の教員の履歴書	様式第3-2
(5)専任教員については、保健師、助産師、看護師免許証の写し	
(6)専任教員養成講習会を修了した専任教員については当該講習会の修了証の写し、大学を卒業した専任教員については履修証明書等の写し、大学院において教育に関する科目を履修した専任教員については履修証明書等の写し	
(7)教務主任養成講習会を修了した専任教員については当該講習会の修了証の写し	
(8)長、補佐、専任教員及びその他の教員の就任承諾書の写し	様式第3-3
(9)併設する養成所又は課程の専任教員の履歴総括表	様式第3-1
5 施設設備に関する書類	
(1)校舎の各室の名称、用途及び面積の新旧対照表(校舎を新築する場合)	様式第6 (様式第2-3)
(2)校舎の配置図(施設全体の配置が理解できるように作成すること)	
(3)校舎の平面図(実習室、在宅看護実習室及び図書室については備品の配置がわかるもの)	
6 機械器具、標本及び模型に関する書類	
(1)機械器具、標本及び模型の目録	様式第2-4
7 図書に関する書類	
(1)図書の目録総括表	様式第2-5
8 実習施設に関する書類	
(1)実習施設総括表	様式第2-6-1
(2)実習施設概要	様式第2-6-2
(3)実習施設の承諾書の写し	様式第3-4
9 収支予算及び向こう2年間の財政計画書	様式第2-7
(1)新たに設置する課程の収支予算及び向こう2年間の財政計画書	
(2)既設養成所又は課程の収支予算及び向こう2年間の財政計画書	



- (注1) 参考資料は、養成所変更計画書(変更承認申請書)とは別々に編綴して提出すること。
- (注2) 変更承認に合わせて養成所名の変更を行う場合は、別途、保健師助産師看護師法施行令第13条第2項に基づく変更の届出は省略できること。
- (注3) 「3 学則」のうち「学則施行規則及び各種規定類」については、新学則に伴うもののみを添付すること。
- (注4) 「4 教員等の氏名及び履歴等」について、採用予定者は「備考」欄に着任予定を記載のこと。
- (注5) 「5 施設設備に関する書類」について
- 1 「校舎の配置図及び平面図」
    - (1) 配置図は、施設全体の配置が理解できるように作成すること。
    - (2) 平面図には、校舎の各室の名称、用途及び面積を記載すること(様式第2-3に記載したものと一致させること。)なお、申請書の提出時点で建物の整備が完了していない場合には、竣工予定年月日を付記すること。
    - (3) 校舎を新築又は増改築する場合については、建築に着手したのものについてはその工程表を、未着手のものについては工事計画を添付すること。
  - 2 看護師養成所(2年課程(通信制))で養成所以外の場所で面接授業を行う場合は当該授業を行う場所についても必要な書類を整えること。
- (注6) 「6 機械器具、標本及び模型に関する書類」のうち「機械器具、標本及び模型の目録」については、新規購入分がわかるように明記すること。未購入の場合には、購入予定一覧を添付すること。
- (注7) 「8 実習施設に関する書類」及び「参考資料7 実習計画に関する書類」について、看護師養成所2年課程(通信制)においては、指定申請時に当該養成所の所在都道府県内で各専門領域について少なくとも一施設を確保することとされており、指定申請時までに確保した施設別に作成し、添付すること。
- (注8) 「9 収支予算及び向こう2年間の財政計画書」については、新たに設置する課程分と既設の課程分とを分けて作成すること。
- (注9) 同一の設置者が、同一の住所を有する養成所について複数の設置計画書、変更計画書(指定申請書、変更承認申請書)を提出する場合には、参考資料1を添付することにより、他の同じ設置計画書、変更計画書(指定申請書、変更承認申請書)に係る参考資料のうち重複するものは省くことができる。
- (注10) 「参考資料5 養成所の組織図」については、看護師等養成所以外の養成所を併設している場合には、併設するすべての養成所も含めた組織図とすること。
- (注11) 「参考資料10 図書に関する書類」のうち「図書の目録総括表」については、新規購入分がわかるように明記すること。「図書の目録」については、新規分と既存分がわかるようにして別綴じとすること。また、分類領域毎に書名(作品名)、著者名、出版社名、冊数、出版年等が記載されていれば、様式は問わないこと。

## 審査を要しない変更承認申請の関係書類

### 別表第3（手引き3-（2）関係）

提出すべき書類	摘要
1 変更承認申請書（表紙）	様式第1-5
2 変更承認申請の概要	様式第5
3 その他書類及び添付書類	別記参照
参考資料	別記参照

（注1）看護師養成所（3年課程）及び看護師養成所（2年課程）について、両方を設置していたところ一方の課程を廃止する場合においては、ガイドライン3-（2）にかかる課程変更による学則変更を行うものであること。

（注2）修業年限の変更は、全日制から定時制又は定時制から全日制への変更を含む。

（注3）添付書類については、申請書類の該当する場所に添付すること。

### ※実習施設の変更について

変更内容	摘要
新規追加 新築、移転、建て替え等で看護単位が変わる場合	別表第3
1単位未満の母性又は小児看護学実習の実習施設の変更	様式第5
既存の実習施設での他領域実習の追加	様式第5 様式第2-6-1

\* 1単位未満の実習施設を変更する場合、変更承認申請は不要であるが、**小児・母性看護学**の実習施設の変更をする際は、変更承認申請の概要（様式第5）のみ提出をお願いします。

\* 他領域の追加については、主たる実習施設（基礎看護学実習または成人看護学実習を行っている施設）で他の領域の実習（母性看護学実習、小児看護学実習以外）を追加する場合には、様式第5、様式第2-6-1のみ提出する。

\* 主たる実習施設以外の施設で基礎看護学実習や成人看護学実習を行う場合や、母性看護学実習及び小児看護学実習を行っていない施設で、母性看護学実習や小児看護学実習を行う場合には、別表第3のとおりとする。

別記

変更事項 提出書類		学 則				校舎の各室の用途及び面積	実習施設	書式	備考
		課程	修業年限	教育課程	入所定員				
変更承認申請書	変更承認申請書(表紙)	○	○	○	○	○	○	様式第1-5	
	変更承認申請の概要	○	○	○	○	○	○	様式第5	
	学則(新・旧)	○	○	○	○				
	教員の氏名、担当科目、専任・兼任の別、担当別人数		○	○				様式第2-2-1 様式第2-2-2	
	校舎の各室の用途及び面積の新旧対照表		○			○		様式第6	
	実習施設の総括表		○		○		○	様式第2-6-1	
	実習施設の概要		○		○		○	様式第2-6-2	新たに実習施設となる施設のみ提出する。
	収支予算及び財政計画		○					様式第2-7	
添付書類	学則の新旧対照表	○	○	○	○				変更する部分に下線を付す。
	教員の履歴総括表 履歴書		○	○				様式第3-1 様式第3-2	様式第3-2(長、補佐、専任教員及びその他の教員の履歴書)は変更する科目のみ添付する。
	校舎の配置図及び平面図(新・旧)		○		○	○			入所定員の変更については定員増(学級数の増加を伴わないもの)の場合のみ、校舎の平面図(教室、実習室に備品を配置したもの)を添付する。
	実習施設の承諾書の写し		○		○		○	様式第3-4	新たに実習施設となるもの及び実習生が増加する施設について添付する。
参考資料	変更の準備状況に関する書類 ①理事会、学校運営会議等検討状況 ②開設(変更)までの作業スケジュール ③関係団体等の同意了解状況	○	○	○	○	○	○		(別表第1参考資料3に準ずる) ③は必要な場合のみ提出する。
	教育計画に関する書類 ①進度表(週当たりの講義、実習別時間数を計上すること) ②教育課程の考え方 ③教育内容		○	○	○		○		(別表第1参考資料6に準ずる) ③は変更する科目のみ提出する。
	実習計画に関する書類 ①実習計画表 ②週別病棟別実習生数(他校の実習生を含む)		○	○	○		○		(別表第1参考資料7に準ずる)

## 募集中止関係書類

別表第4（手引き6—(1)関係）

提出すべき書類	摘要
1 学生募集中止(表紙)	様式第1-6
添付書類 1 養成所の学生募集中止及び指定の取消に関する法人の議事録等	

## 指定取消申請関係書類

別表第5（手引き6—(2)関係）

提出すべき書類	摘要
1 指定取消申請書(表紙)	様式第1-7
2 指定取消申請の概要	様式第8
添付書類 1 養成所の指定の取消に関する法人の議事録等 2 指定取消後の書類の管理 (1) 管理責任者 (2) 管理場所 (3) 管理書類 ・学籍簿 ・卒業証書台帳 ・証明書発行台帳 3 養成所指定指令書の写し 4 その他参考となるべき書類	

## 届出関係書類

別表第6（手引き7関係）

提出すべき書類	摘要
1 変更届出申請書(表紙)	様式第1-8
2 変更承認申請の概要	様式第5
添付書類 * 養成所の設置者の氏名及び住所の変更、養成所の名称及び所在地の変更については、学則の変更を伴う場合には、添付書類として、学則(新・旧)及び学則新旧対照表を提出する。 その他の学則の変更(課程、修業年限、教育課程、入学定員又は入所定員の変更を除く)についても同様とする。	